

◇平成 25（2012）年6月17日 福祉企業委員会

#### No.69 灰垣委員

国会論戦のような熱を帯びてきたような感じがございますけれども、今回生活保護基準の改定ということで、非常に議論を醸し出しているわけですが、当然、収入が減ることに関しては、誰もオーケー、よかったなということはありません。

改めて整理をさせてもらったんですが、この生活保護の基準は、毎年国のほうで、国民の消費動向や社会経済状況、それらを総合的に勘案して国の予算編成過程において翌年度の基準額が検討される、言うなれば毎年その年度の生活保護の基準が定められて、各福祉事務所で運用されているということになっております。

それが、今回大きな関心を呼んでいるというのは、今回の基準改定の変更内容が多岐にわたると、またその多くが減額——冒頭に言いましたけれども——の変更であるということについてであるというのが原因だろうと、理由だろうと思います。

生活保護制度というのも60年以上にわたって運用されておりますし、その中で最低生活費の積算基準となる基準——いわゆる生活保護基準ですね——の設定方式が、最低生活を営むために必要な飲食費や医療、家具、什器といった個々の品目を積み上げて算出するマーケットバスケット方式、これが始まりですね。この方法を初めとして、これまでに何度か設定方式の変遷があつて、先ほど、和田委員がおっしゃいました現在の水準均衡方式という方式になりました。

つまり、現在の算出方式は、一般国民の消費動向、消費実態を反映して算出され、国民の消費水準との均衡水準を維持調整する仕組みになっているということで、この結果が毎年度の基準設定のベースとなつて、妥当な保護費の水準が算出されると、こういう仕組みになっていると。

一方で、国では基準の体系についても検討が行われてきているようで、厚生労働省のホームページによりますと、基準改定の専門部会を設けて、学識経験者が慎重な議論を行ってきたということのようでございます。

そこでお尋ねをいたします。

今回の生活保護基準の改定が大幅な変更となっていることについて、市では国からどのような説明を受けておられるのか、特にこれまでの基準改定の趣旨や背景を踏まえて、改定に至る議論の経過についてお答えください。

#### No.70 平田生活福祉支援課長

保護基準の改定に関するご質問でございます。

保護基準の算定は、これまでマーケットバスケット方式を初め、エンゲル方式、格差縮

小方式などの変遷を経まして、現在の水準均衡方式が昭和59年より導入をされておりました。一般国民の消費実態を踏まえた合理的な算定方式として毎年度の保護基準算定の根拠として運用が行われているものでございます。

また、今回の基準改定につきましては、平成23年に社会保障審議会の常設の部会として設置された生活保護基準部会におきまして、生活扶助基準と一般低所得者世帯の消費実態との均衡について、全国消費実態調査のデータを用いて行った多角的な検証・評価の結果、さらには前回見直しを行いました平成20年以後の物価動向を勘案した結果であると聞きしているところでございます。

以上でございます。

## No.71 灰垣委員

社会環境の大きな変化を受けて、年金、介護、医療の将来的なあり方については、国のほうでこれまでもさまざまな議論が行われてきております。昨年8月には、社会保障制度改革推進法が成立して、将来にわたって持続可能な制度運用の方針が法律に具体的に示されたところでございます。

この法律の第1条では、急速な少子高齢化の進展等により、社会保障給付に要する費用が増大していること、また生産年齢人口の減少に伴って、社会保険料における国民の負担が増大していること、さらに負担増によって国や地方公共団体の財政状況が悪化していることなどについて記述がなされて、また、この法律の附則では、生活保護制度の見直しとして、不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の支援・促進など、生活保護制度が抱えるさまざまな課題について、必要な見直しや措置を講じることが明記されています。この3点ですね。

わが国の社会保障制度は、これは多くの方の認識だと思いますけれど、このままでは立ち行かないような状況になってきていると。国のほうでも大きな危機感を持って、今法律を策定しているわけで、社会保障制度をなくすことはできない、破綻させるわけにはいかないという以上、安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとられた持続可能な社会保障制度を確立していかなければならないという、これはある意味では国の決意表明であるというふうに私は認識しています。

そして、この考え方は、生活保護の制度改正においても同様であり、根底にある共通の考え方であると思いますし、国全体の社会保障制度の大きな制度改正の枠組みの中で、今回の基準改定が行われていくものと考えておりますが、その点について市はどのように考えておられるのか、見解をお聞かせください。

## No.72 境谷福祉事務所長

灰垣委員の2問目にご答弁申し上げます。

現在、国におきましては、社会保障全体のあり方の見直しが課題となっており、国の説明では、今回の基準改定は最後のセーフティーネットとしての生活保護制度が今後も本来の役割を果たし続けられるよう、必要な見直しを行うという考え方で進められたものとお聞きしているところでございます。

特に、今回の見直しにつきましては、消費実態との均衡が適切に図られているかどうかを見きわめるため、先ほどご答弁いたしました国の生活保護基準部会の検討に基づき、5年に1度をめどに行われるものでございます。

社会保障制度改革推進法の附則に明記された内容につきましては、今後3年間で進められる生活保護制度全体の見直しに加え、国の新たな生活困窮者対策として推進されるもので、具体的には生活保護法の改正、就労自立支援のための新法制定、そして今回の生活保護基準の改定の3点により具体化が図られるものとなっております。

支援が必要な人に確実に保護を実施するという、これまでの考え方は維持しながら、不正受給対策や就労支援の促進等が盛り込まれた次年度の生活保護法改正等の取り組みへとつながっていくものと認識しているものでございます。

いずれにいたしましても、実施に当たりましては、国からの詳細な指針や助言が示されるものと考えており、国及び他の自治体との動向に注視しながら、法令にのっとり適正な実施に努めてまいりたいと考えているものでございます。

以上でございます。

## No.73 灰垣委員

昨年の10月1日現在の日本の人口構造というのか、形態がこの4月に発表になって、皆さんも目にされてたと思いますが、全人口が1億2,751万5,000人。前年からしたら28万4,000人の減少。そのうち65歳以上、高齢者と言われる方たちが3,000万人を超えたと。これは全人口に対する比率——高齢化率と言います——24.1%。年少人口と言われる、これがこの高齢者人口比率に対して13%。これは10月現在。この年少人口は、この4月にはまた報道があつて、12.9%に下がったという報道もありました。生産年齢人口、これが前年より111万人減少していると。

皆さんもご承知のとおり、日本の社会保障制度と言われる年金、医療、介護、またこの生活保護費もそうです、それから子育て支援策もそうです、これらは現役世代と言われる方たちの保険料や税金で多くが賄われているというのは、皆さんご承知のとおりだと思います。

先ほど、冒頭で言いましたけれども、この社会保障制度がこのままでは立ち行かなくなる、破綻してしまう、壊れてしまう、これは避けなくてはいけないというのが、最優先されるべきだと私は思います。そういった意味では、受益と負担、どこかで変更をしなくち

やいけないというときに来てるんじゃないかと思います。

皆さんも記憶に新しいとは言いませんが、8年ほど前だったと思いますが、年金改革がありました。未納3兄弟というような、そういった報道がマスコミをにぎわしたこともありましたが、あのとき年金改革がされましたね。国民年金が毎年280円ずつ上がってます。多少調整されてますけれども、当初1万3,300円が、今1万5,000円を超えています。私もこの仕事をするようになって国民年金を掛けさせてもらってますが。厚生年金は0.354%毎年上がってます。これも改革です。痛みを伴う改革です。

そういった意味では、社会保障、つぶしてしまうわけにはいかない、みんなで支え合う、そういった制度であるということが、これは世界でも本当に優れた制度であるというのは評価されている日本の社会保障の制度です。そういった意味では、ここで何らかのこの生活保護費の基準の改定というのも必要だったのかなと、私はそういうふうに思いました。

そんな中で、先ほどからありましたいろんなところに影響が出るということに関しては、本当に丁寧な対応が必要だろうと思いますし、周知も必要でしょう。

そして、もう1つ、3点のうちの、言っておきたいのが、不正受給に関してですね。私のところにも、そういった市民の方から通報があったりするんですが、先ほどのマッサージ師の事件もそうですが、その風評被害みたいなものがなされないように、そういうところを市としては対応をお願いしたいと思います。あの人、生活保護を受けてるのが、いかにも悪のような、そういったふうにならないような、不正受給に対しての対応、マッサージの保険も一緒ですけども、そのように思います。

デフレから脱却をしていく、景気が今上向きになっております。そういった意味では、将来的にこれがいい意味でまた改定ということもあるかもしれません。あればと思ってます。賃金等に還元される、またこの一つ一つの制度にも還元されるというような、景気回復を含めた政府の対応に私は期待をしているところです。

そういった意味で、今回の議案には賛成をさせていただきたいと思っております。以上です。